

参 考 資 料
(新 旧 对 照 表)

令和 7 年 9 月刈谷市議会定例会提出

新旧対照表

○刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

新			旧		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
執行機関	事務		執行機関	事務	
1～3 略			1～3 略		
4 略			4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
5 略			5 略		
6 略			6 略		
6 略			7 略		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日付社発第382号厚生省社会局</u>	1 市長	<u>予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
			2 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

新			旧		
	は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	長通知。以下「昭和29年社 発第382号通知」という。） に基づく外国人（日本の国 籍を有しない者をいう。以 下同じ。）であって生活に 困窮するものに係る生活保 護法（昭和25年法律第144 号）による保護の実施又は 就労自立給付金若しくは進 学・就職準備給付金の支給 の取扱いに準じた事務に関 する情報（以下「外国人生 活保護関係情報」という。） であって規則で定めるもの		は費用の徴収に関する事務 であって規則で定めるもの	
2	市長 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 公営住宅法（昭和26 年法律第193号）による公 営住宅の管理に関する情 報（以下「公営住宅管理 関係情報」という。）で あって規則で定めるもの (2) 老人福祉法（昭和38 年法律第133号）による福 祉の措置又は費用の徴収 に関する情報（以下「老 人福祉関係情報」とい う。）であって規則で定 めるもの (3) 特定優良賃貸住宅の 供給の促進に関する法律 （平成5年法律第52号）	3	市長 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 公営住宅法（昭和26 年法律第193号）による公 営住宅の管理に関する情 報（以下「公営住宅管理 関係情報」という。）で あって規則で定めるもの (2) 老人福祉法（昭和38 年法律第133号）による福 祉の措置又は費用の徴収 に関する情報（以下「老 人福祉関係情報」とい う。）であって規則で定 めるもの (3) 特定優良賃貸住宅の 供給の促進に関する法律 （平成5年法律第52号）

新			旧		
		による賃貸住宅の管理に関する情報（以下「賃貸住宅管理関係情報」という。）であって規則で定めるもの			による賃貸住宅の管理に関する情報（以下「賃貸住宅管理関係情報」という。）であって規則で定めるもの <u>(4) 外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
<u>3</u> 略			<u>4</u> 略		
<u>4</u> 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 刈谷市母子家庭等医療費支給条例による医療費の助成に関する情報（以下「母子家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの	<u>5</u> 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 刈谷市母子家庭等医療費支給条例による医療費の助成に関する情報（以下「母子家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの <u>(3) 外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの

新			旧		
<u>5</u> 略			<u>6</u> 市長	<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>6</u> 略			<u>7</u> 略		
<u>7</u> 略			<u>8</u> 略		
<u>8</u> 略			<u>9</u> 略		
<u>9</u> 略			<u>10</u> 略		
<u>10</u> 市長	<u>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>11</u> 市長	<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>12</u> 略		
			<u>13</u> 市長	<u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>14</u> 市長	<u>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若し</u>	<u>(1) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u>

新			旧		
<u>11</u> 略					
<u>12</u> 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(4) 母子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u></p>			<p><u>くは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
<u>13</u> 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 公営住宅管理関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 老人福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 賃貸住宅管理関係情報であって規則で定めるもの</p>	<u>15</u> 略		
			<u>16</u> 市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 母子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
			<u>17</u> 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 公営住宅管理関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 老人福祉関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 賃貸住宅管理関係情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>

新			旧		
<u>14</u> 略			<u>18</u> 略		
<u>15</u> 略			<u>19</u> 略		
<u>16</u> 市長	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮するものに係る生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>公営住宅管理関係情報</u> であって規則で定めるもの (2) <u>老人福祉関係情報</u> であって規則で定めるもの (3) <u>賃貸住宅管理関係情報</u> であって規則で定めるもの			
<u>17</u> 市長	刈谷市母子家庭等医療費支給条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの	<u>20</u> 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			<u>21</u> 市長	刈谷市母子家庭等医療費支給条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

新			旧		
		<p>て規則で定めるもの</p> <p>(4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険医療給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>			<p>て規則で定める者</p> <p>(4) 国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「国民健康保険医療給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
18	市長 後期高齢者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	22	市長 後期高齢者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

新		旧	
	<p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 障害者自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>(9) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(10) 母子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u></p>		<p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 障害者自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>(9) 母子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(10) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
<u>19</u> 略		<u>23</u> 略	
		<u>24</u> <u>市長</u>	<u>生活に困窮する外国人に対</u> (1) <u>障害者関係情報であ</u>

新	旧
	<p> <u>する生活保護法に準じて行</u> <u>う保護の決定及び実施又は</u> <u>徴収金の徴収に関する事務</u> <u>であって規則で定めるもの</u> </p> <p> <u>って規則で定めるもの</u> <u>(2) 生活保護関係情報で</u> <u>あって規則で定めるもの</u> <u>(3) 地方税関係情報であ</u> <u>って規則で定めるもの</u> <u>(4) 公営住宅管理関係情</u> <u>報であって規則で定める</u> <u>もの</u> <u>(5) 国民健康保険医療給</u> <u>付関係情報であって規則</u> <u>で定めるもの</u> <u>(6) 児童扶養手当関係情</u> <u>報であって規則で定める</u> <u>もの</u> <u>(7) 老人福祉関係情報で</u> <u>あって規則で定めるもの</u> <u>(8) 母子及び父子並びに</u> <u>寡婦福祉法による給付金</u> <u>の支給に関する情報であ</u> <u>って規則で定めるもの</u> <u>(9) 特別児童扶養手当等</u> <u>の支給に関する法律によ</u> <u>る障害児福祉手当若しく</u> <u>は特別障害者手当又は昭</u> <u>和60年法律第34号附則第</u> <u>97条第1項の福祉手当の</u> <u>支給に関する情報であっ</u> <u>て規則で定めるもの</u> <u>(10) 母子保健法による養</u> <u>育医療の給付又は養育医</u> </p>

新

旧

療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(11) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(12) 高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

(13) 賃貸住宅管理関係情報であって規則で定めるもの

(14) 中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの

(15) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

(16) 障害者自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

<u>20</u> 略		
<u>21</u> 略		
<u>22</u> 略		

<u>25</u> 略		
<u>26</u> 略		
<u>27</u> 略		

新旧対照表

○刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例

新	旧
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 刈谷市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に刈谷市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(平成6年条例第37号)第2条の規定により設置するポスター掲示場(以下「掲示場」という。)の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 刈谷市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に刈谷市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(平成6年条例第37号)第2条の規定により設置するポスター掲示場(以下「掲示場」という。)の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>

新旧対照表

○刈谷市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

新	旧
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 刈谷市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 刈谷市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>

新旧対照表

○刈谷市ふれあいの里条例

新	旧
<p>(入園)</p> <p>第9条 くすのき園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号の規定による措置に係る者</p> <p>(業務)</p> <p>第10条 刈谷市立すぎな作業所(以下「すぎな作業所」という。)は、知的障害者を通所させ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護及び同条第15項に規定する就労継続支援に係る業務を行う。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第14条 福祉会館を利用しようとするものは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(入園)</p> <p>第9条 くすのき園に入園することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による措置に係る者</p> <p>(業務)</p> <p>第10条 刈谷市立すぎな作業所(以下「すぎな作業所」という。)は、知的障害者を通所させ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護及び同条第14項に規定する就労継続支援に係る業務を行う。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第14条 福祉会館を利用しようとするものは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって刈谷市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>

新旧対照表

○刈谷市つくし作業所条例

新	旧
<p>(業務)</p> <p>第3条 作業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第15項</u>に規定する就労継続支援に係る業務及び法第77条に規定する地域生活支援事業に係る業務を行う。</p> <p>(入所)</p> <p>第4条 作業所に入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）<u>第16条第1項第2号</u>の規定による措置に係る者</p> <p>(施設の管理)</p> <p>第5条 作業所の管理は、地方自治法第244条の2第3項<u>に規定する指定管理者</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 作業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第14項</u>に規定する就労継続支援に係る業務及び法第77条に規定する地域生活支援事業に係る業務を行う。</p> <p>(入所)</p> <p>第4条 作業所に入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定による措置に係る者</p> <p>(施設の管理)</p> <p>第5条 作業所の管理は、地方自治法第244条の2第3項<u>の規定により、法人その他の団体であって刈谷市が指定するもの</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p>

新旧対照表

○刈谷市障害者支援センター条例

新	旧
<p>(業務)</p> <p>第3条 障害者支援センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 就労移行支援（<u>法第5条第14項</u>に規定する就労移行支援をいう。）に係る業務</p> <p>(3) 就労継続支援（<u>法第5条第15項</u>に規定する就労継続支援をいう。）に係る業務</p> <p>(4) 相談支援（<u>法第5条第19項</u>に規定する相談支援をいう。）に係る業務</p> <p>(5) 地域活動支援センター（<u>法第5条第28項</u>に規定する地域活動支援センターをいう。）に係る業務</p> <p>(6) 略</p> <p>(施設の管理)</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 障害者支援センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 就労移行支援（<u>法第5条第13項</u>に規定する就労移行支援をいう。）に係る業務</p> <p>(3) 就労継続支援（<u>法第5条第14項</u>に規定する就労継続支援をいう。）に係る業務</p> <p>(4) 相談支援（<u>法第5条第18項</u>に規定する相談支援をいう。）に係る業務</p> <p>(5) 地域活動支援センター（<u>法第5条第27項</u>に規定する地域活動支援センターをいう。）に係る業務</p> <p>(6) 略</p> <p>(施設の管理)</p>
<p>第6条 障害者支援センターの管理は、<u>地方自治法第244条の2第3項</u>に規定する<u>指定管理者</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p>	<p>第6条 障害者支援センターの管理は、<u>地方自治法第244条の2第3項</u>の規定により、<u>法人その他の団体であって刈谷市が指定するもの</u>（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p>

新旧対照表

○刈谷駅北地区地域交流施設条例

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、刈谷駅北地区地域交流施設（<u>附属施設を含む。</u>以下「地域交流施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 刈谷駅周辺地域のまちなぎわいの創出に寄与するとともに、地域の連帯及び交流の促進を図るため、<u>刈谷駅北地区地域交流施設</u>を設置する。</p> <p>2 <u>刈谷駅北地区地域交流施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(<u>附属施設</u>)</p> <p>第3条 <u>刈谷駅北地区地域交流施設の附属施設として、刈谷駅地域交流施設を設置する。</u></p> <p>2 <u>刈谷駅地域交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>名称</u> 刈谷駅地域交流施設</p> <p>(2) <u>位置</u> 刈谷市南桜町1丁目108番地</p> <p>(貸切使用の許可)</p> <p>第4条 <u>刈谷駅北地区地域交流施設の滞在ラウンジ</u>（以下「ラウンジ」という。）の貸切使用をしようとするものは、あらかじめ地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。貸切使用の許可を受けたもの（以下「貸切使用者」という。）が許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ラウンジの貸切使用を許可しない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) その他指定管理者が<u>刈谷駅北地区地域交流施設</u>の管理上支障があると認めたととき。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、刈谷駅北地区地域交流施設（以下「地域交流施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 刈谷駅周辺地域のまちなぎわいの創出に寄与するとともに、地域の連帯及び交流の促進を図るため、<u>地域交流施設</u>を設置する。</p> <p>2 <u>地域交流施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(貸切使用の許可)</p> <p>第3条 <u>地域交流施設</u>の滞在ラウンジ（以下「ラウンジ」という。）の貸切使用をしようとするものは、あらかじめ地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。貸切使用の許可を受けたもの（以下「貸切使用者」という。）が許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ラウンジの貸切使用を許可しない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) その他指定管理者が<u>地域交流施設</u>の管理上支障があると認めたととき。</p>

新	旧
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(使用期間)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(特別の設備等の承認)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(施設の管理)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>別表 (<u>第8条</u>関係)</p> <p>表 略</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(使用期間)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(特別の設備等の承認)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(施設の管理)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>別表 (<u>第7条</u>関係)</p> <p>表 略</p>

新旧対照表

○企業職員の給与に関する条例

新	旧
<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が必要と認めるものを含む。）を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。</u>）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者を介護するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （非常勤職員等の給与）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第2条第2項、第4条の2、第6条、第7条から第9条まで、第10条、第12条から第15条まで及び第16条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第15条第2項中「2時間を超えない範囲内」とあるのは、<u>「当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が必要と認めるものを含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の<u>時間に限る。）を勤務しないことをいう。</u>）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者を介護するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （非常勤職員等の給与）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第2条第2項、第4条の2、第6条、第7条から第9条まで、第10条、第12条から第15条まで及び第16条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第15条第2項中「<u>小学校就学の始期</u>」とあるのは「<u>3歳</u>」と、「<u>2時間を超えない範囲内</u>」とあるのは「<u>当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を</u></p>

新	旧
4 略	超えない範囲内」と読み替えるものとする。 4 略

新旧対照表

○刈谷市水道給水条例

新	旧
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の<u>新設</u>、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第39条第1号において同じ。</u>)又は<u>撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(新設等の費用負担)</p> <p>第6条 給水装置の<u>新設</u>、改造、修繕又は<u>撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。</u></p> <p>(給水の原則)</p> <p>第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、<u>制限し、又は停止することはない。</u></p> <p>2 前項の給水を<u>制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第20条 水道使用者等は、水が<u>汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>(料金)</p> <p>第23条 料金は、基本料金及び水量料金の合計額<u>に100分の110を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を<u>新設</u>、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)</u>又は<u>撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(新設等の費用負担)</p> <p>第6条 給水装置の<u>新設</u>、改造、修繕又は<u>撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。</u></p> <p>(給水の原則)</p> <p>第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、<u>制限又は停止することはない。</u></p> <p>2 前項の給水を<u>制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第20条 水道使用者等は、水が<u>汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>(料金)</p> <p>第23条 料金は、基本料金及び水量料金の合計額<u>とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定により算定した基本料金及び水量料金の合計額に1円未満</u></p>

新						旧																																																																					
<p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の<u>新設</u>、改造、修繕又は<u>撤去</u>をした者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>別表第1 (第23条関係) 基本料金表</p> <p>(1月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>735円</td></tr> <tr><td>20 "</td><td>1,140円</td></tr> <tr><td>25 "</td><td>2,475円</td></tr> <tr><td>40 "</td><td>9,930円</td></tr> <tr><td>50 "</td><td>15,300円</td></tr> <tr><td>75 "</td><td>36,960円</td></tr> <tr><td>100 "</td><td>62,955円</td></tr> <tr><td>125 "</td><td>98,535円</td></tr> <tr><td>150 "</td><td>135,120円</td></tr> </tbody> </table> <p>水量料金表</p> <p>(1月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>10立方メートルまで</th> <th>10立方メートルを超え、20立方メートルまで</th> <th>20立方メートルを超え、40立方メートルまで</th> <th>40立方メートルを超え、60立方メートルまで</th> <th>60立方メートルを超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途</td> <td>67円</td> <td>98円</td> <td>140円</td> <td>189円</td> <td>214円</td> </tr> </tbody> </table>						メーター口径	金額	13ミリメートル	735円	20 "	1,140円	25 "	2,475円	40 "	9,930円	50 "	15,300円	75 "	36,960円	100 "	62,955円	125 "	98,535円	150 "	135,120円	区分	10立方メートルまで	10立方メートルを超え、20立方メートルまで	20立方メートルを超え、40立方メートルまで	40立方メートルを超え、60立方メートルまで	60立方メートルを超えるもの	用途	67円	98円	140円	189円	214円	<p><u>の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u></p> <p>第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を<u>新設</u>、改造、修繕 (法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。) 又は<u>撤去</u>した者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>別表第1 (第23条関係) 基本料金表</p> <p>(1月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>539円</td></tr> <tr><td>20 "</td><td>836円</td></tr> <tr><td>25 "</td><td>1,815円</td></tr> <tr><td>40 "</td><td>7,282円</td></tr> <tr><td>50 "</td><td>11,220円</td></tr> <tr><td>75 "</td><td>27,104円</td></tr> <tr><td>100 "</td><td>46,167円</td></tr> <tr><td>125 "</td><td>72,259円</td></tr> <tr><td>150 "</td><td>99,088円</td></tr> </tbody> </table> <p>水量料金表</p> <p>(1月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>10立方メートルまで</th> <th>10立方メートルを超え、20立方メートルまで</th> <th>20立方メートルを超え、40立方メートルまで</th> <th>40立方メートルを超え、60立方メートルまで</th> <th>60立方メートルを超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途</td> <td>60円50銭</td> <td>88円</td> <td>126円50銭</td> <td>170円50銭</td> <td>192円50銭</td> </tr> </tbody> </table>						メーター口径	金額	13ミリメートル	539円	20 "	836円	25 "	1,815円	40 "	7,282円	50 "	11,220円	75 "	27,104円	100 "	46,167円	125 "	72,259円	150 "	99,088円	区分	10立方メートルまで	10立方メートルを超え、20立方メートルまで	20立方メートルを超え、40立方メートルまで	40立方メートルを超え、60立方メートルまで	60立方メートルを超えるもの	用途	60円50銭	88円	126円50銭	170円50銭	192円50銭
メーター口径	金額																																																																										
13ミリメートル	735円																																																																										
20 "	1,140円																																																																										
25 "	2,475円																																																																										
40 "	9,930円																																																																										
50 "	15,300円																																																																										
75 "	36,960円																																																																										
100 "	62,955円																																																																										
125 "	98,535円																																																																										
150 "	135,120円																																																																										
区分	10立方メートルまで	10立方メートルを超え、20立方メートルまで	20立方メートルを超え、40立方メートルまで	40立方メートルを超え、60立方メートルまで	60立方メートルを超えるもの																																																																						
用途	67円	98円	140円	189円	214円																																																																						
メーター口径	金額																																																																										
13ミリメートル	539円																																																																										
20 "	836円																																																																										
25 "	1,815円																																																																										
40 "	7,282円																																																																										
50 "	11,220円																																																																										
75 "	27,104円																																																																										
100 "	46,167円																																																																										
125 "	72,259円																																																																										
150 "	99,088円																																																																										
区分	10立方メートルまで	10立方メートルを超え、20立方メートルまで	20立方メートルを超え、40立方メートルまで	40立方メートルを超え、60立方メートルまで	60立方メートルを超えるもの																																																																						
用途	60円50銭	88円	126円50銭	170円50銭	192円50銭																																																																						

新			旧		
(公衆浴場用、臨時用以外のもの)			(公衆浴場用、臨時用以外のもの)		
公衆浴場用 (特殊公衆浴場を除く。)	1立方メートルにつき	<u>85円</u>	公衆浴場用 (特殊公衆浴場を除く。)	1立方メートルにつき	<u>77円</u>
臨時用 (工事その他臨時に使用するもの)	1立方メートルにつき	<u>379円</u>	臨時用 (工事その他臨時に使用するもの)	1立方メートルにつき	<u>341円</u>
別表第2 (第23条関係)			別表第2 (第23条関係)		
区分	基本料金 (1月につき)	水量料金 (1月につき)	区分	基本料金 (1月につき)	水量料金 (1月につき)
(1) 集合住宅等で各入居者が単独に水を使用する設備を有する場合において、管理者が各戸点検を行うとき。	各入居者ごとに別表第1に規定する基本料金表を適用して算定した額	各入居者ごとに別表第1に規定する水量料金表を適用して算定した額	(1) 集合住宅等で各入居者が単独に水を使用する設備を有する場合において、管理者が各戸点検を行うとき。	各入居者ごとに別表第1に規定する基本料金表を適用して算定した額	各入居者ごとに別表第1に規定する水量料金表を適用して算定した額
(2) (1)以外のとき。	<u>735円</u> に戸数を乗じて得た額	使用水量を各戸均等とみなして別表第1に規定する水量料金表を適用して算定した額	(2) (1)以外のとき。	<u>539円</u> に戸数を乗じて得た額	使用水量を各戸均等とみなして別表第1に規定する水量料金表を適用して算定した額

新旧対照表

○刈谷市下水道条例

新					旧				
(使用料) 第18条 使用料は、次の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。					(使用料) 第18条 使用料は、次の表により算定した額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。				
区域	種別	区分	汚水量	使用料	区域	種別	区分	汚水量	使用料
処理区域	一般汚水 (公衆浴場汚水及び臨時汚水以外のもの。1月につき)	基本		<u>910円</u>	処理区域	一般汚水 (公衆浴場汚水及び臨時汚水以外のもの。1月につき)	基本		<u>770円</u>
		従量 (1立方メートルにつき)	10立方メートルまでの部分	<u>13円</u>			従量 (1立方メートルにつき)	10立方メートルまでの部分	<u>11円</u>
			10立方メートルを超え20立方メートルまでの部分	<u>91円</u>				10立方メートルを超え20立方メートルまでの部分	<u>77円</u>
			20立方メートルを超え40立方メートルまでの部分	<u>130円</u>				20立方メートルを超え40立方メートルまでの部分	<u>110円</u>
			40立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	<u>150円</u>				40立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	<u>126円50銭</u>
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの部分	<u>176円</u>				100立方メートルを超え500立方メートルまでの部分	<u>148円50銭</u>
			500立方メートルを超える部分	<u>235円</u>				500立方メートルを超える部分	<u>198円</u>
	公衆浴場汚水 (特殊公衆浴場を除く。1月につき)	上記区分に同じ。	上記汚水量に同じ。	上記使用料により算定した額の2分の1	公衆浴場汚水 (特殊公衆浴場を除く。1月につき)	上記区分に同じ。	上記汚水量に同じ。	上記使用料により算定した額の2分の1	

新

	臨時汚水 (工事その他臨時に使用するもの)		1立方メートルにつき	<u>260円</u>
排水区域			100立方メートルまで ごとに	<u>153円</u>

備考 略

旧

	臨時汚水 (工事その他臨時に使用するもの)		1立方メートルにつき	<u>220円</u>
排水区域			100立方メートルまで ごとに	<u>168円30銭</u>

備考 略

新旧対照表

○刈谷市体育施設条例

新				旧					
(使用料又は利用料金)				(使用料又は利用料金)					
第6条 略				第6条 略					
2 前項の規定にかかわらず、体育施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合は、ウェーブスタジアム刈谷の個人利用料金並びにウィングアリーナ刈谷のプール、トレーニングルーム、キッズルーム及びランニングコースの利用料金の額は、別表第3備考第8号及び別表第5（その2）に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。				2 前項の規定にかかわらず、体育施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる場合は、ウェーブスタジアム刈谷の個人利用料金並びにウィングアリーナ刈谷のプール、トレーニングルーム、キッズルーム及びランニングコースの利用料金の額は、別表第3備考第8号及び別表第5（その2）に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。					
3～4 略				3～4 略					
別表第4 刈谷球場等附帯設備使用料（第6条関係）				別表第4 刈谷球場等附帯設備使用料（第6条関係）					
	区分	内容	金額		区分	内容	金額		
照明設備	刈谷球場	全点灯30分までごとに	4,260円	刈谷球場	全点灯30分までごとに	4,260円	4,260円		
		2分の1点灯30分までごとに	2,660					2分の1点灯30分までごとに	2,660
		小垣江グラウンド	30分までごとに					1,700	小垣江グラウンド
	井ヶ谷グラウンド	30分までごとに	1,700	井ヶ谷グラウンド	30分までごとに	1,700	1,700		
	双葉グラウンド（1面につき）	30分までごとに	1,270	双葉グラウンド（1面につき）	30分までごとに	1,270	1,270		
	ウェーブスタジアム刈谷	全点灯30分までごとに	3,500	ウェーブスタジアム刈谷	全点灯30分までごとに	4,260	4,260		
		2分の1点灯30分までごとに	2,200		4分の3点灯30分までごとに	3,520			
		4分の1点灯30分までごとに	1,450		2分の1点灯30分までごとに	2,660			
	グリーングラウンド刈谷	人工芝コート	30分までごとに	1,270	グリーングラウンド刈谷	人工芝コート	30分までごとに	1,270	

新					旧				
表示設備	刈谷球場	全面表示	午前	3,050	刈谷球場	全面表示	午前	3,050	
			午後	3,050			午後	3,050	
			夜間	3,050			夜間	3,050	
			全日	9,170			全日	9,170	
		得点判定表示 (全面表示を利用する場合を除く。)	午前	1,010		得点判定表示 (全面表示を利用する場合を除く。)	午前	1,010	
			午後	1,010			午後	1,010	
			夜間	1,010			夜間	1,010	
			全日	3,050			全日	3,050	
		スピード表示 (全面表示を利用する場合を除く。)	午前	500		スピード表示 (全面表示を利用する場合を除く。)	午前	500	
			午後	500			午後	500	
			夜間	500			夜間	500	
			全日	1,520			全日	1,520	
	ウェーブスタジアム刈谷	午前	3,650	ウェーブスタジアム刈谷	午前	3,650			
		午後	3,850		午後	3,850			
		夜間	3,650		夜間	3,650			
		全日	11,100		全日	11,100			
	放送設備	午前	1,520	放送設備	午前	1,520			
		午後	1,520		午後	1,520			
		夜間	1,520		夜間	1,520			
		全日	4,580		全日	4,580			
ピッチングマシン (1台につき)	午前	710	ピッチングマシン (1台につき)	午前	710				
	午後	710		午後	710				
	夜間	710		夜間	710				
	全日	2,130		全日	2,130				
備考 略					備考 略				